

「介護福祉士の資格取得方法の見直しに関する ご意見の募集について」の結果について

平成22年4月26日
社会・援護局福祉基盤課

1 ご意見募集期間

平成22年3月5日（金）から平成22年4月4日（日）まで

2 回答の回収数

2,423件（有効回答数）／2,555件

3 回答者の属性

- 回答者のうち、「介護サービス従事者（介護福祉士資格あり）」が最も多く（47.9%）、次いで「介護サービス従事者（介護福祉士資格なし）」（26.2%）、「介護人材教育関係者」（11.0%）の順であった。

【質問1 介護サービスとの関わり方】

1. 介護サービス従事者（介護福祉士資格あり）	2. 介護サービス従事者（介護福祉士資格なし）	3. 介護サービス経営者	4. 介護サービス利用者・家族又はその関係者	5. 介護人材教育機関関係者	6. 医師・看護師等医療関係者	7. その他
1160	635	175	37	266	41	109
47.9%	26.2%	7.2%	1.5%	11.0%	1.7%	4.5%

- 回答者のうち、「在宅サービス」が最も多く（58.5%）、次いで「施設サービス」（31.0%）、「在宅サービス・施設サービス両方」（10.5%）の順であった。

【質問2 関わりのある事業所の種類】

在宅サービス	施設サービス	在宅サービス・施設サービス両方
1,179	625	211
58.5%	31.0%	10.5%

- 年齢層について見ると、「40～49 歳」が最も多く（31.0%）、次いで「30～39 歳」（25.2%）、「50～59 歳」（24.4%）の順であった。

【質問 3 年齢】

1. 19 歳以下	2. 20～29 歳	3. 30～39 歳	4. 40～49 歳	5. 50～59 歳	6. 60～69 歳	7. 70～79 歳	8. 80 歳以上
6	257	610	750	592	191	16	1
0.2%	10.6%	25.2%	31.0%	24.4%	7.9%	0.7%	0.0%

4 介護福祉士の資格取得等について

- 新たに義務付けることとされている6ヶ月以上の養成課程について、「良くないと思う」が最も多く（37.3%）、次いで「どちらともいえない」（33.3%）、「良いと思う」（29.4%）となっている。

【質問 4 6ヶ月以上の養成課程の義務付けの方向性について】

1. 良いと思う。	2. 良くないと思う。	3. どちらともいえない。
712	903	808
29.4%	37.3%	33.3%

- 6ヶ月以上の養成課程についての認識について、「一定の養成課程は必要であると思うが、6ヶ月以上では長すぎる」が最も多い（42.6%）。

【質問 5 6ヶ月以上の養成課程についての認識】

1. 介護福祉士の資質向上のため、6ヵ月以上の養成課程は必要である。	2. 介護福祉士の資質向上のため、6ヵ月よりも長い養成課程を義務付けるべきである。	3. 介護福祉士の資質向上のため、一定の養成課程は必要であると思うが、6ヵ月以上では長すぎる。	4. 介護分野の現状に即して、6ヵ月以上の養成課程の実施は当面見合わせるべきである。	5. 介護福祉士は現状でも十分な資質が備わっており、6ヵ月以上の養成課程は必要ない。	6. その他
450	73	1032	498	236	134
18.6%	3.0%	42.6%	20.6%	9.7%	5.5%

- 支援策については、「身近な地域で受講できる環境が必要である」が最も多く（59.7%）、次いで「受講費用を助成する仕組みが必要である」（43.9%）、「単位制を取り入れ、段階的に受講できるようにするなど、受講者のやる気を引き出す仕組みとすべき」（37.3%）となっている。

【質問 6 働きながら無理なく資質向上の学習を行うための支援策】

1. 通信課程の設置を認め、極力スクーリングの期間を短くする必要がある。	2. 単位制を取り入れ、段階的に受講できるようにするなど、受講者のやる気を引き出す仕組みとすべき。	3. 身近な地域で受講できる環境が必要である。	4. スクーリング期間中に休暇が取れる環境など、事業者側の理解が必要である。	5. 受講期間中の代替職員が円滑に確保できるようにする必要がある。	6. 受講期間中の給与保障が必要である。	7. 受講費用を助成する仕組みが必要である。	8. 自らの資質向上のためなのだから受講支援策は必要ない。	9. その他
651	903	1446	808	823	817	1064	79	136
26.9%	37.3%	59.7%	33.3%	34.0%	33.7%	43.9%	3.3%	5.6%

5 回答者属性によるクロス集計

(1) 介護サービス従事者（介護福祉士資格あり）【N=1,160 人】

- 6 月以上の養成課程を義務付ける見直しの方向性についての認識は、「どちらともいえない」が最も多い（40.3%）。

【質問 4 6 ヶ月以上の養成課程の義務付けの方向性について】

1. 良いと思う。	2. 良くないと思う。	3. どちらともいえない。
378	315	467
32.6%	27.2%	40.3%

- 6 月以上の養成課程に対する認識は、「介護福祉士の資質向上のため、一定の養成課程は必要であると思うが、6 ヶ月以上では長すぎる」が最も多い（53.4%）。

【質問 5 6 ヶ月以上の養成課程についての認識】

1. 介護福祉士の資質向上のため、6 ヶ月以上の養成課程は必要である。	2. 介護福祉士の資質向上のため、6 ヶ月よりも長い養成課程を義務付けるべきである。	3. 介護福祉士の資質向上のため、一定の養成課程は必要であると思うが、6 ヶ月以上では長すぎる。	4. 介護分野の現状に即して、6 ヶ月以上の養成課程の実施は当面見合わせるべきである。	5. 介護福祉士は現状でも十分な資質が備わっており、6 ヶ月以上の養成課程は必要ない。	6. その他
223	28	619	174	70	46
19.2%	2.4%	53.4%	15.0%	6.0%	4.0%

- 支援策については、「身近な地域で受講できる環境が必要である」が最も多く（64.7%）、次いで「受講費用を助成する仕組みが必要である」（44.7%）、「単位制を取り入れ、段階的に受講できるようにするなど、受講者のやる気を引き出す仕組みとすべき」（42.1%）となっている。

【質問6 働きながら無理なく資質向上の学習を行うための支援策】

1. 通信課程の設置を認め、極力スクーリングの期間を短くする必要がある。	2. 単位制を取り入れ、段階的に受講できるようにするなど、受講者のやる気を引き出す仕組みとすべき。	3. 身近な地域で受講できる環境が必要である。	4. スクーリング期間中に休暇が取れる環境など、事業者側の理解が必要である。	5. 受講期間中の代替職員が円滑に確保できるようにする必要がある。	6. 受講期間中の給与保障が必要である。	7. 受講費用を助成する仕組みが必要である。	8. 自らの資質向上のためなのだから受講支援策は必要ない。	9. その他
264	488	750	391	445	335	518	39	36
22.8%	42.1%	64.7%	33.7%	38.4%	28.9%	44.7%	3.4%	3.1%

(2) 介護サービス従事者（介護福祉士資格なし）【N=635人】

○ 6月以上の養成課程を義務付ける見直しの方向性についての認識は、「良くないと思う」が最も多い（50.7%）。

【質問4 6ヶ月以上の養成課程の義務付けの方向性について】

1. 良いと思う。	2. 良くないと思う。	3. どちらともいえない。
107	322	206
16.9%	50.7%	32.4%

○ 6月以上の養成課程に対する認識は、「介護福祉士の資質向上のため、一定の養成課程は必要であると思うが、6ヶ月以上では長すぎる」が最も多い（38.7%）。

【質問5 6ヶ月以上の養成課程についての認識】

1. 介護福祉士の資質向上のため、6ヵ月以上の養成課程は必要である。	2. 介護福祉士の資質向上のため、6ヵ月よりも長い養成課程を義務付けるべきである。	3. 介護福祉士の資質向上のため、一定の養成課程は必要であると思うが、6ヵ月以上では長すぎる。	4. 介護分野の現状に即して、6ヵ月以上の養成課程の実施は当面見合わせるべきである。	5. 介護福祉士は現状でも十分な資質が備わっており、6ヵ月以上の養成課程は必要ない。	6. その他
76	5	246	177	100	31
12.0%	0.8%	38.7%	27.9%	15.7%	4.9%

- 支援策については、「身近な地域で受講できる環境が必要である」が最も多く（55.0%）、次いで「受講費用を助成する仕組みが必要である」（50.2%）、「受講期間中の給与保障が必要である」（40.0%）となっている。

【質問6 働きながら無理なく資質向上の学習を行うための支援策】

1. 通信課程の設置を認め、極力スクーリングの期間を短くする必要がある。	2. 単位制を取り入れ、段階的に受講できるようにするなど、受講者のやる気を引き出す仕組みとすべき。	3. 身近な地域で受講できる環境が必要である。	4. スクーリング期間中に休暇が取れる環境など、事業者側の理解が必要である。	5. 受講期間中の代替職員が円滑に確保できるようにする必要がある。	6. 受講期間中の給与保障が必要である。	7. 受講費用を助成する仕組みが必要である。	8. 自らの資質向上のためなのだから受講支援策は必要ない。	9. その他
196	177	349	226	167	254	319	24	31
30.9%	27.9%	55.0%	35.6%	26.3%	40.0%	50.2%	3.8%	4.9%

（3）介護サービス経営者【N=175人】

- 6月以上の養成課程を義務付ける見直しの方向性についての認識は、「良くないと思う」が最も多い（68.0%）。

【質問4 6ヶ月以上の養成課程の義務付けの方向性について】

1. 良いと思う。	2. 良くないと思う。	3. どちらともいえない。
20	119	36
11.4%	68.0%	20.6%

- 6月以上の養成課程に対する認識は、「介護分野の現状に即して、6ヶ月以上の養成課程の実施は当面見合わせるべきである」が最も多い（34.3%）。

【質問5 6ヶ月以上の養成課程についての認識】

1. 介護福祉士の資質向上のため、6ヵ月以上の養成課程は必要である。	2. 介護福祉士の資質向上のため、6ヵ月よりも長い養成課程を義務付けるべきである。	3. 介護福祉士の資質向上のため、一定の養成課程は必要であると思うが、6ヵ月以上では長すぎる。	4. 介護分野の現状に即して、6ヵ月以上の養成課程の実施は当面見合わせるべきである。	5. 介護福祉士は現状でも十分な資質が備わっており、6ヵ月以上の養成課程は必要ない。	6. その他
11	3	49	60	38	14
6.3%	1.7%	28.0%	34.3%	21.7%	8.0%

- 支援策については、「身近な地域で受講できる環境が必要である」が最も多く（51.4%）、次いで「受講費用を助成する仕組みが必要である」（40.6%）、「単位制を取り入れ、段階的に受講できるようにするなど、受講者のやる気を引き出す仕組みとすべき」（40.6%）となっている。

【質問6 働きながら無理なく資質向上の学習を行うための支援策】

1. 通信課程の設置を認め、極力スクーリングの期間を短くする必要がある。	2. 単位制を取り入れ、段階的に受講できるようにするなど、受講者のやる気を引き出す仕組みとすべき。	3. 身近な地域で受講できる環境が必要である。	4. スクーリング期間中に休暇が取れる環境など、事業者側の理解が必要である。	5. 受講期間中の代替職員が円滑に確保できるようにする必要がある。	6. 受講期間中の給与保障が必要である。	7. 受講費用を助成する仕組みが必要である。	8. 自らの資質向上のためなのだから受講支援策は必要ない。	9. その他
71	69	90	19	52	36	71	7	35
40.6%	39.4%	51.4%	10.9%	29.7%	20.6%	40.6%	4.0%	20.0%

（4）介護サービス利用者・家族その他【N=37人】

- 6月以上の養成課程を義務付ける見直しの方向性についての認識は、「良くないと思う」が最も多い（62.2%）。

【質問4 6ヶ月以上の養成課程の義務付けの方向性について】

1. 良いと思う。	2. 良くないと思う。	3. どちらともいえない。
9	23	5
24.3%	62.2%	13.5%

- 6月以上の養成課程に対する認識は、「介護分野の現状に即して、6ヶ月以上の養成課程の実施は当面見合わせるべきである」、「その他」が最も多い（24.3%）。

【質問5 6ヶ月以上の養成課程についての認識】

1. 介護福祉士の 資質向上のため、6 ヵ月以上の養成課 程は必要である。	2. 介護福祉士の 資質向上のため、6 ヵ月よりも長い養成 課程を義務付ける べきである。	3. 介護福祉士の 資質向上のため、 一定の養成課程は 必要であると思う が、6ヵ月以上では 長すぎる。	4. 介護分野の現状 に即して、6ヵ月以 上の養成課程の実 施は当面見合わせ るべきである。	5. 介護福祉士は 現状でも十分な資 質が備わっており、 6ヵ月以上の養成 課程は必要ない。	6. その他
5	1	6	9	7	9
13.5%	2.7%	16.2%	24.3%	18.9%	24.3%

- 支援策については、「身近な地域で受講できる環境が必要である」が最も多く（56.8%）、次いで「受講費用を助成する仕組みが必要である」（40.5%）、「単位制を取り入れ、段階的に受講できるようにするなど、受講者のやる気を引き出す仕組みとすべき」（29.7%）、「受講期間中の給与保障が必要である」（29.7%）。

【質問6 働きながら無理なく資質向上の学習を行うための支援策】

1. 通信課 程の設置を 認め、極力 スクーリン グの期間を 短くする必 要がある。	2. 単位制 を取り入 れ、段階 的に受講 できるように するなど、 受講者の やる気を 引き出す 仕組みと すべき。	3. 身近な 地域で受 講できる 環境が必 要である。	4. スクー リング期 間中に休 暇が取れ る環境な ど、事業 者側の理 解が必要 である。	5. 受講期 間中の代 替職員が 円滑に確 保できる ようにす る必要が ある。	6. 受講期 間中の給 与保障が 必要であ る。	7. 受講費 用を助成 する仕組 みが必要 である。	8. 自らの 資質向上 のためな だから受 講支援策 は必要に ない。	9. その他
9	11	21	8	10	11	15	2	7
24.3%	29.7%	56.8%	21.6%	27.0%	29.7%	40.5%	5.4%	18.9%

（5）介護人材教育関係者【N=266人】

- 6月以上の養成課程を義務付ける見直しの方向性についての認識は、「良いと思う」が最も多い（56.0%）。

【質問4 6ヶ月以上の養成課程の義務付けの方向性について】

1. 良いと思う。	2. 良くないと思う。	3. どちらともいえない。
149	57	60

56.0%

21.4%

22.6%

- 6月以上の養成課程に対する認識は、「介護福祉士の資質向上のため、6ヶ月以上の養成課程は必要である」が最も多い（39.5%）。

【質問5 6ヶ月以上の養成課程についての認識】

1. 介護福祉士の資質向上のため、6ヵ月以上の養成課程は必要である。	2. 介護福祉士の資質向上のため、6ヵ月よりも長い養成課程を義務付けるべきである。	3. 介護福祉士の資質向上のため、一定の養成課程は必要であると思うが、6ヵ月以上では長すぎる。	4. 介護分野の現状に即して、6ヵ月以上の養成課程の実施は当面見合わせるべきである。	5. 介護福祉士は現状でも十分な資質が備わっており、6ヵ月以上の養成課程は必要ない。	6. その他
105	27	74	33	7	20
39.5%	10.2%	27.8%	12.4%	2.6%	7.5%

- 支援策については、「身近な地域で受講できる環境が必要である」が最も多く（61.3%）、次いで「受講費用を助成する仕組みが必要である」（46.2%）、「スクーリング期間中に休暇が取れる環境など、事業者側の理解が必要である」（44.0%）。

【質問6 働きながら無理なく資質向上の学習を行うための支援策】

1. 通信課程の設置を認め、極力スクーリングの期間を短くする必要がある。	2. 単位制を取り入れ、段階的に受講できるようにするなど、受講者のやる気を引き出す仕組みとすべき。	3. 身近な地域で受講できる環境が必要である。	4. スクーリング期間中に休暇が取れる環境など、事業者側の理解が必要である。	5. 受講期間中の代替職員が円滑に確保できるようにする必要がある。	6. 受講期間中の給与保障が必要である。	7. 受講費用を助成する仕組みが必要である。	8. 自らの資質向上のためなのだから受講支援策は必要ない。	9. その他
64	87	163	117	106	123	91	4	9
24.1%	32.7%	61.3%	44.0%	39.8%	46.2%	34.2%	1.5%	3.4%

（6）医師・看護師等医療関係者【N=41人】

- 6月以上の養成課程を義務付ける見直しの方向性についての認識は、「良いと思う」が最も多い（48.8%）。

【質問4 6ヶ月以上の養成課程の義務付けの方向性について】

1. 良いと思う。	2. 良くないと思う。	3. どちらともいえない。
20	8	13

48.8%

19.5%

31.7%

- 6月以上の養成課程に対する認識は、「介護福祉士の資質向上のため、6ヶ月以上の養成課程は必要である」、「介護福祉士の資質向上のため、一定の養成課程は必要であると思うが、6ヶ月以上では長すぎる」が最も多い(34.1%)。

【質問5 6ヶ月以上の養成課程についての認識】

1. 介護福祉士の資質向上のため、6ヵ月以上の養成課程は必要である。	2. 介護福祉士の資質向上のため、6ヵ月よりも長い養成課程を義務付けるべきである。	3. 介護福祉士の資質向上のため、一定の養成課程は必要であると思うが、6ヵ月以上では長すぎる。	4. 介護分野の現状に即して、6ヵ月以上の養成課程の実施は当面見合わせるべきである。	5. 介護福祉士は現状でも十分な資質が備わっており、6ヵ月以上の養成課程は必要ない。	6. その他
14	3	14	5	1	4
34.1%	7.3%	34.1%	12.2%	2.4%	9.8%

- 支援策については「単位制を取り入れ、段階的に受講できるようにするなど、受講者のやる気を引き出す仕組みとすべき」、「身近な地域で受講できる環境が必要である」が最も多く(56.1%)、次いで「スクーリング期間中に休暇が取れる環境など、事業者側の理解が必要である」(29.3%)。

【質問6 働きながら無理なく資質向上の学習を行うための支援策】

1. 通信課程の設置を認め、極力スクーリングの期間を短くする必要がある。	2. 単位制を取り入れ、段階的に受講できるようにするなど、受講者のやる気を引き出す仕組みとすべき。	3. 身近な地域で受講できる環境が必要である。	4. スクーリング期間中に休暇が取れる環境など、事業者側の理解が必要である。	5. 受講期間中の代替職員が円滑に確保できるようにする必要がある。	6. 受講期間中の給与保障が必要である。	7. 受講費用を助成する仕組みが必要である。	8. 自らの資質向上のためなのだから受講支援策は必要ない。	9. その他
9	23	23	12	10	11	10	0	5
22.0%	56.1%	56.1%	29.3%	24.4%	26.8%	24.4%	0.0%	12.2%

(7) その他【N=109人】

- 6月以上の養成課程を義務付ける見直しの方向性についての認識は、「良くないと思う」が最も多い(54.1%)。

【質問4 6ヶ月以上の養成課程の義務付けの方向性について】

1. 良いと思う。	2. 良くないと思う。	3. どちらともいえない。
29	59	21
26.6%	54.1%	19.3%

○ 6月以上の養成課程に対する認識は、「介護分野の現状に即して、6ヶ月以上の養成課程の実施は当面見合わせるべきである」が最も多い（36.7%）。

【質問5 6ヶ月以上の養成課程についての認識】

1. 介護福祉士の 資質向上のため、6 ヵ月以上の養成課 程は必要である。	2. 介護福祉士の 資質向上のため、6 ヵ月よりも長い養成 課程を義務付ける べきである。	3. 介護福祉士の 資質向上のため、 一定の養成課程は 必要であると思う が、6ヵ月以上では 長すぎる。	4. 介護分野の現状 に即して、6ヵ月以 上の養成課程の実 施は当面見合わせ るべきである。	5. 介護福祉士は 現状でも十分な資 質が備わっており、 6ヵ月以上の養成 課程は必要ない。	6. その他
16	6	24	40	13	10
14.7%	5.5%	22.0%	36.7%	11.9%	9.2%

○ 支援策については「身近な地域で受講できる環境が必要である」が最も多く（45.9%）、次いで「単位制を取り入れ、段階的に受講できるようにするなど、受講者のやる気を引き出す仕組みとすべき」（44.0%）、「受講期間中の給与保障が必要である」（43.1%）。

【質問6 働きながら無理なく資質向上の学習を行うための支援策】

1. 通信課 程の設置を 認め、極力 スクーリ ングの期間を 短くする必 要がある。	2. 単位制 を取り入 れ、段階 的に受講 できるよ うにする など、受 講者のや る気引き 出す仕組 みとすべ き。	3. 身近な 地域で受 講できる 環境が必 要である 。	4. スクー リング期 間中に休 暇が取れ る環境な ど、事業 者側の理 解が必要 である。	5. 受講期 間中の代 替職員が 円滑に確 保できる ようにす る必要が ある。	6. 受講期 間中の給 与保障が 必要であ る。	7. 受講費 用を助成 する仕組 みが必要 である。	8. 自らの 資質向上 のためな のだから 受講支援 策は必要 ない。	9. その他
38	48	50	35	33	47	40	3	13
34.9%	44.0%	45.9%	32.1%	30.3%	43.1%	36.7%	2.8%	11.9%

7 その他自由記載（主なもの）

【6月以上の養成課程を義務付ける見直しの方向性に肯定的な意見】

（1）介護サービス従事者（介護福祉士資格あり）

- 国家資格である介護福祉士については、あくまで質の向上を目指していくべき。
- 介護福祉士は、介護職のリーダーであり、安易に取得できるようにすべきではなく、今回の改正のように相応の努力を求めることは大切。
- 趣旨は賛成できるが、時間数はできるだけ短くし、介護技術等に関する評価制度を導入することで質の確保を図るべき。

（2）介護サービス従事者（介護福祉士資格なし）

- 資格を取得し、本人の資質が向上することは非常によいことである。給与体系、人材確保等の影響が懸念されるから、従事しながら受講できる仕組みを求めたい。

（3）介護サービス経営者

- 現任者に一定の研鑽と評価をした後に資格付与することは大きな意味がある。
- 介護職としての素質があっても十分な教育機会を受けたことのない者はバーンアウトしてしまう。しっかりとした倫理観やスーパービジョン、ケースワーク等の知識を身に付けることが必要。

（4）介護サービス利用者・家族その他

- 介護の実務経験のみならず、職業人としての倫理観を養ってもらいたい。
- しっかり教育を受けて、サービス利用者が納得できる内容の介護を提供してほしい。介護は命に関わることと理解してほしい。

（5）介護人材教育機関関係者

- 介護福祉士の資質向上のためには養成施設で一定のカリキュラムに基づいて養成するべき。国家資格であるからには、また専門職であるというからには養成校養成にするべきである。

- 養成校の学生の減少との関係も一緒に検討されるべき。奨学金制度の充実など、ハローワーク以外の学生への補助も一緒に考えるべき。

(6) 医師・看護師等医療関係者

- 介護のプロとして幅広い知識を身につけるべき。基礎的な知識を欠いている場面をよく見る。
- 介護技術、対人援助技術、介護計画、記録、相談、医学的知識、多職種との連携等の強化を養成研修に加えていただきたい。

【6月以上の養成課程を義務付ける見直しの方向性について否定的な意見】

(1) 介護サービス従事者（介護福祉士資格あり）

- 資質向上よりもまずは人材確保が優先されるべき。
- 介護職員には時間的な余裕がなく、600 時間課程を受講しても、養成校が儲かるだけで何のメリットもない。
- 資質向上は、養成校ルートへの国家試験義務付けで十分であり、入口を狭める改正には反対。むしろ継続教育の機会を確保することが重要。

(2) 介護サービス従事者（介護福祉士資格なし）

- 現状の実務経験3年でもハードルは高い。
- 現場の実情から、600 時間の教育課程ではなく、合格者に対しての10 時間程度の講習を義務付けることにできないか。
- 受講費用試算の20～30万円の負担は厳しい。

(3) 介護サービス経営者

- 人材不足の中、養成課程受講のため業務を休まれてしまうのは厳しい。従来通りの方法で良いと思う。
- 制度改正の背景については賛成するが、教育カリキュラムについてはもう少し短時間で効果の上がる内容を検討すべき。また、就業1年目からの複数年割にできないか。
- 60代のヘルパーが多い現状では、600 時間の養成課程を受講しなければならないというだけで気力が減退してしまう懸念がある。
- これまで介護の経験がない新卒者等にとって、実務3年で介護福祉士の資格が取得できることが大きな目標・魅力になっている。介護の職場に入ろうとする意欲を減退させるような改正には反対。
- 事業者側の問題として、サービスの質よりも、サービス提供体制加算の算定のため、介護福祉士の頭数をそろえることに懸命な現状がある。

- 資質向上のみを求めても待遇が伴わなければ離職に拍車がかかるだけ。待遇改善こそが重要。

- 従事者と利用者がより良いケアについて考えるディスカッションの場や相互の経験をシェアする場を設定する方が効果的。

(4) 介護サービス利用者・家族その他

- 介護の現場を考えた場合、介護職を目指す人材の確保が優先されるべき。

- 介護職は知識が優先されるのではなく、経験を重視していくべき。

- 今来ていただいているヘルパーが研修のため長時間現場を離れるのは困る。

(5) 介護人材教育機関関係者

- 就労中の介護職員の時間的負担軽減、基礎研修修了者については総枠 600 時間の範囲内とすること、経済的負担の軽減が必要。

- 介護福祉士国家試験の単なる「受験資格」をいたずらに「講習時間数の拡大」でハードルアップするやり方は、受講者の負担が増大するばかりで限界点に達している。時間数は短くし、逆に「評価制度」を導入することで質の確保を図るべき。

(6) 医師・看護師等医療関係者

- 現場ではすぐ近くに介護力があることが大事。

- 看護師は病院や国・県の助成金が受けられるが、介護福祉士が働きながら学校に通うのは難しいのではないか。

【その他の意見】

(1) 介護サービス従事者（介護福祉士資格あり）

- スクーリング期間中の代替職員の派遣等を検討して欲しい。
- 介護職員基礎研修修了者は600時間課程を受講しなくても良いこととすべき。
- 現在の養成校の教員には十分なレベルの教員はいないと考えられるべきであり、600時間課程は通信制とし、公立校に限定して行わせるべき。
- 資質向上を図るのであれば、専門介護福祉士の仕組みを作れば良い。
- 自分でお金を払って養成校で1,800時間勉強した人と、実務経験3年で資格を取得した人が同じ待遇であるのはおかしい。

(2) 介護サービス従事者（介護福祉士資格なし）

- 資格をとった人に対して何らかの処遇改善アップを講じる必要がある。

(3) 介護サービス経営者

- 身体拘束や虐待を減少させるためには、認知症ケアと援助技術を習得することが急務であり、見よう見まねではなく、演習による対面授業が不可欠。
- 資格取得に対して積極的に職員に働きかけを行った施設に対する優遇措置を検討して欲しい。
- 他施設における現場実習を行うこととしてはどうか。
- 筆記試験・実技試験のレベルを上げればよい。

(4) 介護人材教育機関関係者

- サービル利用者の不満は介護サービス提供者の質に対する内容が多いので、包括マネジメント技術、倫理等を教育すべき。

(5) 介護サービス利用者・家族その他

- 資格や資質向上のスキルアップを目指したとしても現場で生かせなければ

ば意味がないので、現場へ行き、経験こそが資質向上につながるのでは。

- 介護福祉士と准看護師を統一化し、介護福祉士の地位向上を図るべき。

(6) 医師・看護師等医療関係者

- (介護も医療知識技術は必須であるから) 看護師の数を増やし、介護や社会福祉の知識を身に付けさせるなどして、介護に関わらせるべき。
- 実務経験を積んで介護福祉士を目指す志のある人間を支援するには、資格取得にかかる費用や研修中の収入補償等の適切な奨学制度が必要。事業者へも報酬加算や資格取得奨励の助成金等、介護職の研鑽を推進する政策が必要。

(7) その他

- 介護福祉士の人員配置基準上の位置付けを明確にすることが先決。